

作成年月日	平成 28 年 12 月 13 日
作成部局 課室名	県土整備部まちづくり局 都市政策課土地対策室

「大規模開発及び取引事前指導要綱」における太陽光発電設備設置の取扱い

1 取扱いの変更理由

県では、第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画(平成26年3月策定)に「ひょうご100万キロワット創出プラン」を盛り込み、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に努めてきました。

しかし、固定価格買取制度の導入以降、特に急増してきた太陽光発電設備の設置に伴い、土地の形質変更による防災機能の低下、森林伐採による自然環境の悪化、景観・眺望への影響、太陽光パネルの反射光等が問題となっています。

このため、「大規模開発及び取引事前指導要綱」(以下「要綱」という。)の協議対象に「太陽光発電設備の設置に伴う土地の区画形質の変更」を追加することにより、当該設備設置に許認可等が必要な法令等をはじめ、土地利用、環境及び公共施設に関する法令等の観点などから総合的に検討を行い、無秩序な土地利用の防止を図ります。

2 変更内容

要綱においては、①開発行為に必要な法令等の手続又は②その開発を目的とした土地の所有権等を取得する場合には、事前に協議を行い知事の同意を得なければならないとされているが、このたび、協議が必要な「開発行為」の対象に「太陽光発電設備の設置に伴う土地の区画形質の変更」を追加します。

【変更の具体的内容】

「開発行為」とは、土地の区画形質の変更をいう。(要綱第2条第1号)

現行の取扱い

土地利用の目的が建築物の建築以外であって、都市計画法施行令第1条の「特定工作物」を建設する場合は、「開発行為」に該当する。

ゴルフ場、テニスコート、墓地、サーキット等は「特定工作物」に該当するため、これらを建設する場合は「開発行為」に該当し、スキー場、キャンプ場、ピクニック緑地等を建設する場合は原則として「開発行為」には該当しない。

変更後の取扱い

太陽光発電設備は「特定工作物」ではないが、これを設置する場合における土地の区画形質の変更も、「開発行為」に該当するものとする。

3 変更期日

平成 29 年 1 月 1 日

<参考：要綱の適用範囲>

「神戸市域」、「市街化区域」及び「非線引き都市計画区域の用途地域」を除く区域における、開発区域の面積が10ha以上の民間開発行為